苫小牧市廃棄物埋立処分場敷地内緑地維持管理業務

仕様書

（目的）

第１条　本仕様書は、苫小牧市(以下「委託者」という。)が苫小牧市廃棄物埋立処分場敷地内緑地維持管理業務の仕様を定めることを目的とする。

（業務の履行）

第２条　業務受託者（以下「受託者」という。）は、委託業務を円滑に遂行するとともに契約書及び本仕様書等に従い、委託業務を誠実に完全に履行するものとする。

(委託業務の概要)

第3条　委託業務の概要は次のとおりとする。

１　芝生管理

1)一般廃棄物埋立処分場(第1～第4ブロック)

南及び西水路側フェンス内外1m、点検道路、ポンプ室周囲、水質測定井戸周囲、南及び西処分場法面下部1m、一廃処分場法面全周

(1)雑草刈払集草なし　4,500 ㎡/回×1 回　6月～11月

(2)雑草刈払集草なし(法面傾斜部分)　8,909 ㎡/回×1回　6月～11月

(3)雑草刈払集草なし(法頭から1mの部分)　900 ㎡/回×1 回　6月～11月

2)一般廃棄物埋立処分場(第5ブロック)

南水路側フェンス内外1m、点検道路、処分場外周コンクリート部、ポンプ制御盤周囲、水質測定井戸周囲、東側搬入斜路脇法面

(1)雑草刈払集草なし　4,120 ㎡/回×1 回　6月～11月

２　作業実施日

原則苫小牧市廃棄物埋立処分場の開設日である月曜日、水曜日、金曜日に作業を行う事とする。

その他の曜日に作業を行う場合には、委託者と協議し定めるものとする。

(委託業務の範囲)

第4条　委託業務の範囲は別紙1のとおりとする。

(提出書類)

第5条　受託者は委託者に、別紙2の通り書類を提出するものとする。

(事故防止対策)

第6条　受託者は、草刈作業を行うにあたり別添の草刈安全管理マニュアルを確認し

施設及び現場作業者、廃棄物運搬車両等と事故の無い様にマニュアルに則して作業に従事すること。

(1)作業実施箇所について、崩落している箇所が発見された際には、周囲の刈払までとし、崩落箇所を委託者に報告する。

(2)崩落箇所以外にも、作業を行う際に危険と判断される場所があった場合には事前に委託者へ報告し作業範囲の協議を行う。

(3)外周フェンスの損傷及びその他異常不審点を発見した場合には委託者へ報告を行う。

(4)一般廃棄物埋立処分場(第1～第4ブロック)の法面は、草刈り業務を実施したことがないため、事故等に十分注意すること。

(報告書等)

第7条　受託者は、作業終了後に速やかに報告書及び草刈安全作業点検チェックシートを1部提出するものとする。

(廃棄物の処理)

第8条　受託者は、委託業務にて発生した廃棄物は関係法令に則り処理すること。

(環境への配慮)

第9条　受託者は、2050年ゼロカーボンシティ実現のため、次の取組に努めること。

(1)苫小牧市役所エコオフィスプランに基づく取組を推進すること。

(2)環境に配慮した商品・サービスの購入(グリーン購入)を推進し、また、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。

(3)省エネルギー活動に関する取組を推進すること。

(4)廃棄物の減量・リサイクルに関する取組を推進すること。

(その他)

第10条　本仕様書に定めない事項については、苫小牧市契約に関する規則によるものとし同規則に定めない事項については、必要に応じて委託者・受託者協議し定めるものとする。

第11条　苫小牧市廃棄物埋立処分場内での、喫煙にあたる行為を禁止とする。

別紙１

第5ブロック点検道路及びフェンス内外及び処分場コンクリート部

第1～第4ブロック点検道路及びフェンス内外及び堰堤法面下部

第1～第4ブロック法面部分

第1～第4ブロック法頭から1m

※フェンスに掛かる部分は
フェンス内外１ｍを含む。

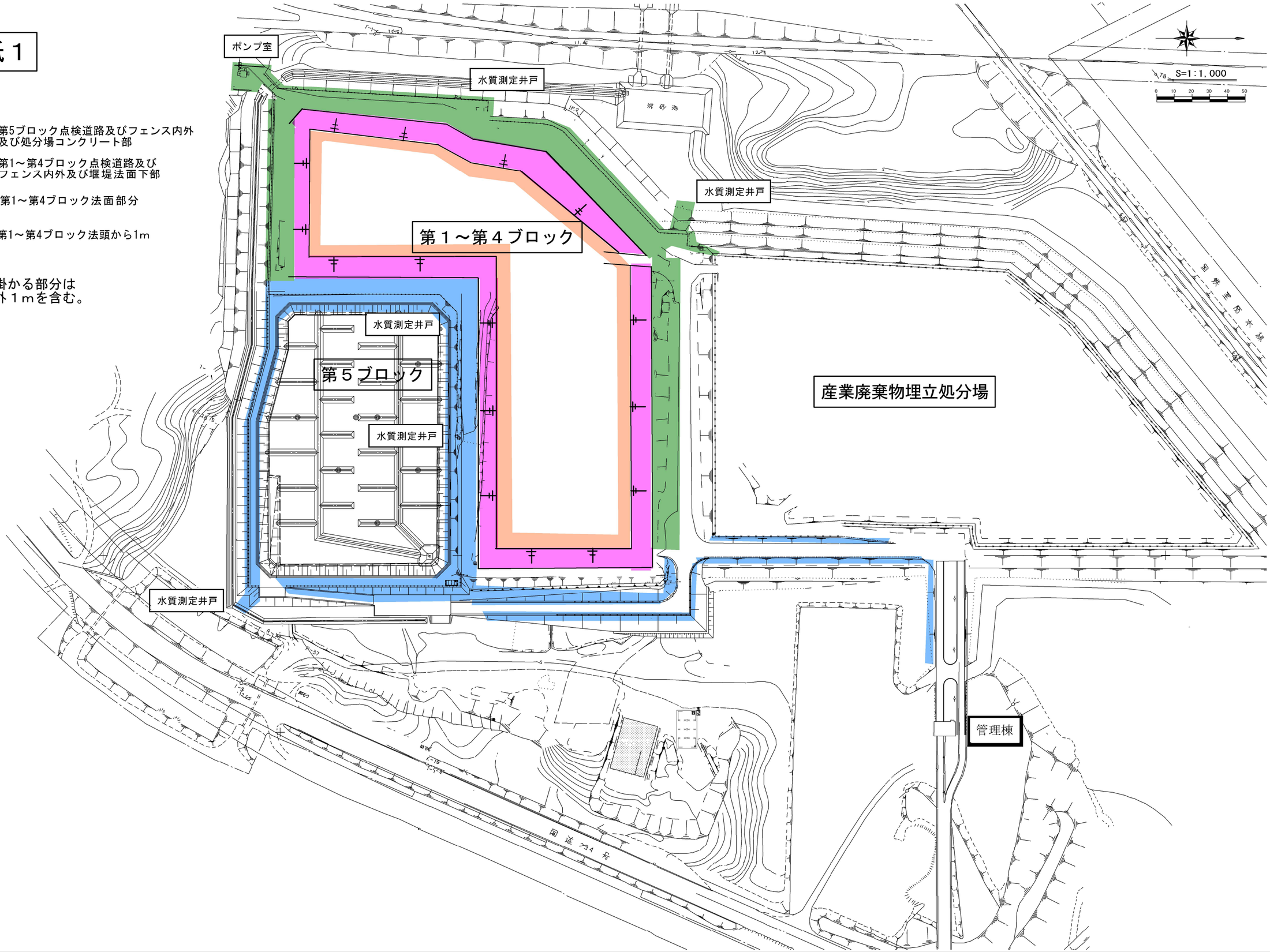

（別紙２）

	提出書類名	提出期限	部数	備　　考
1	業務処理責任者指定通知書 業務計画書	実際の 業務開始日 までに	1 1	
2	業務報告書 1)報告書 2)記録写真及び完成写真	業務完了時	2	
3	業務完了届		1	